平成２６年（フ）第３４７号
神奈川県厚木市上荻野769番地13
債務者　黒柳　武彦
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３４８号
神奈川県厚木市上荻野769番地13
債務者　黒柳　幸希
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４２号
静岡県富士宮市羽鮒1040番地の６
債務者　望月　和人
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１４９号
静岡県富士市横割５丁目４番１号　クラッシーワン201号
債務者　宮川由貴奈
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１６９号
静岡県富士市吉原５丁目１番１―305号　エンゼルハイム吉原
債務者　青島　鉄郎
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３３号
静岡県掛川市大坪台115番地
債務者　広瀬かな子こと　林　　怡君
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
三重県松阪市川井町2698番地１、住民票上の住所三重県松阪市京町139番地10
債務者　岩城　三枝
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第３５４７号
大阪市東淀川区下新庄５―26―18―305、住民票上の住所大阪府八尾市安中町７丁目５番３号
債務者　西原　貴士
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５６１号
大阪府寝屋川市高倉２丁目13番１―409号
債務者　石神　弘仁
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６２１号
大阪市西成区岸里３丁目13番４―310号
債務者　岩崎　健次
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６５７号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目２番５号109号
債務者　西元　亮太
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７６０号
大阪市住吉区長居西２丁目２番４号　ウィン長居西202号
債務者　豊岡　勇志
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７７２号
大阪府摂津市鳥飼西１丁目14番28号
債務者　古岡　丈徳
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７２０号
東京都八王子市上柚木197番地２リバーサイドイトウⅡＥ―202
債務者　菅野　裕久
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月６日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２４号
北海道野付郡別海町別海旭町36番地
債務者　刈屋　隆廣
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後１時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第４１０号
栃木県那須郡那珂川町小川3033番地101、前住所栃木県那須烏山市中山61番地
債務者　小林　　潤
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係